

○役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人昭和女子大学（以下「法人」という。）の寄附行為（以下「寄附行為」という。）第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、福利厚生等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に区分するとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 学外理事とは、外部理事をいう。
- (3) 専任理事とは、法人の教職員として給与を支給していない理事のうち、学外理事以外の者をいう。
- (4) 兼任理事とは、理事のうち、給与規程に基づき、法人の常勤教職員として給与を支給している者（以下、「兼任理事（常勤）」という。）及び法人の非常勤教職員として給与を支給している者（以下、「兼任理事（非常勤）」という。）をいう。なお、在任期間は、教職員としての身分を継続するものとし、勤続年数に加えるものとする。
- (5) 監事とは、法人において勤務することが常態である常勤監事及び常態ではない非常勤監事をいう。
- (6) 報酬等とは、役員報酬、評議員手当、通勤手当、退職慰労金、その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として支給するものをいう。
- (7) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、出張手当及び宿泊料等）その他の費用をいう。

第2章 役員報酬

(報酬月額)

第3条 役員報酬月額は、次のとおりとする。

第2条に定める区分	役職	役員報酬月額
専任理事	理事長	150万円
	副理事長（※1）	145万円
	常務理事（※1）	140万円
	理事（※2）	145万円
	理事（※3）	120万円
兼任理事（常勤）	理事長	53万円
	副理事長（※1）	45万円
	常務理事（※1）	35万円
	理事（※2）	45万円
	理事（※3）	10万円
外部理事	—	10万円+
兼任理事（非常勤）	—	理事会参加報酬 20万円
常勤監事	—	100万円×所定勤務係数
非常勤監事	—	10万円+
		理事会参加報酬 20万円

所定勤務係数＝週所定勤務時間数／40時間

※1 代表業務執行理事に選任された場合も同額とする

※2 学長が選任された場合

※3 校長、園長、その他が選任された場合

2 役員が月の途中において就任し、退任し、又は解任された場合の報酬額については、第3章及び第4章の規定に基づき、当該月の報酬額を算定し、支給する。

この場合において、就任、退任又は解任当日の役員報酬は支給する。ただし、退任後直ちに再任（第2条に定める他の区分・役職への就任を含む。）した場合には、就任日の役員報酬は支給しない。

3 兼任理事（常勤）には、この規程に基づく報酬のほか、給与規程に基づき、本俸、役職手当、講義手当、入試手当及び通勤手当を支給する。

（総額固定調整）

第4条 専任理事及び兼任理事（常勤）の同役職者間において、月例報酬が異なることのないよう、兼任理事（常勤）については、報酬と本俸等の合計額が、次に定める月例報酬総額に満たない場合は、その差額を役員調整手当として月例給与で支給する。

役職	月例報酬総額
理事長	150万円 × 所定勤務係数
副理事長（※1）	145万円 × 所定勤務係数
常務理事（※1）	140万円 × 所定勤務係数
理事（※2）	145万円 × 所定勤務係数
理事（※3）	120万円 × 所定勤務係数

所定勤務係数＝週所定勤務時間数／40時間

※1 代表業務執行理事に選任された場合も同額とする

※2 学長が選任された場合

※3 校長、園長、その他が選任された場合

（兼任理事（常勤）の本俸）

第5条 兼任理事（常勤）の教職員としての本俸は、役員就任前からの本俸を元に、給与規程に基づき、個別に賃金管理を行う。

（兼任理事（常勤）の勤勉手当）

第6条 兼任理事（常勤）には、その在任期間は勤勉手当を支給しない。ただし、就任前の評定期間（1か月未満の場合を除く。）に対する勤勉手当については支給する。

第3章 役員報酬の計算基準

（報酬等の計算期間）

第7条 報酬等のうち毎月固定的に支払われる額（以下、月例基礎額という。）の計算期間は、毎月1日から末日までを1か月として計算する。

（日額の計算方法）

第8条 報酬等の日額を用いる際は、次の計算式で行う。

日額＝対象者の月例基礎額÷月間所定勤務日数

(報酬等の日割り)

第9条 役員の報酬等の計算期間中に非在任日がある場合は、月例基礎額を減額する。

2 前項の減額金額の算定は、前条の日額に基づき次のとおりとする。

減額金額＝第8条の日額×非在任日数

ただし、非在任日数により次のとおり取扱う。

ア 非在任日等が10日以下の場合

月例基礎額－(日額×非在任日数)により減額を行う。

イ 非在任日等が11日以上の場合

日額×実勤務日数により支給を行う。

3 本条における日額の減額分の算定において、最終的な減額金額の算定時に円未満の端数が生じた場合は、円未満の端数は切り捨てる。

(端数処理)

第10条 この規程に特段の定めのない限り、毎月の報酬計算時において円未満の端数が生じた場合には、次の各号のとおり取扱うものとする。

(1) 支給項目の算定時 円未満の端数を切り上げ、円単位で支給する。

(2) 控除項目の算定時 円未満の端数を切り捨て、円単位で支給する。

(在任年数の計算)

第11条 役員としての在任年数の計算は、次の各号に定めるところによる。

(1) 役員に就任したときから起算する。

(2) 1年未満の端数が生じた場合は、切り捨てて計算する。

第4章 役員報酬の支給方法等

(支給日)

第12条 報酬等は、毎月21日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に該当する場合は、その前日に支給するものとする。

2 理事会参加報酬は、各人の参加実績に基づき翌月21日に支給する。

(支払方法)

第13条 報酬等は、次項の規定により役員が届け出た預貯金口座へ振込むことにより支払うものとする。ただし、特段の事由がある場合において、役員が申請し、法人が承認した場合は、通貨によって直接本人に支払うことがある。

2 報酬等の口座振込みを受けようとする役員は、あらかじめ別に定める手続により、報酬等の振込みを希望する本人名義の預貯金の口座を法人に届け出なければならない。

3 口座振込みにより報酬等を支払うに当たり、法人は所定の支給日に払出しができるようにその手続を行うものとする。

(控除)

第14条 法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(退任又は解任時の支払)

第15条 役員が退任し、又は解任された場合において、本人から支払請求を受けたときは、第12条の規定にかかわらず、7日以内に第9条の規定により既往の在任期間に対する報酬等を支払う。

(死亡時の支払)

第16条 役員が死亡した場合において、遺族から支払請求を受けたときは、第12条の規定にかかわらず、7日以内に第3項の規定により報酬等を支払う。

2 遺族への支払は、民法における遺産相続人の相続順位に基づく、最上位の1名に対して行う。

3 役員が死亡した場合には、報酬等の日割計算は行わず、当該月の報酬等全額を支払うものとする。

第5章 通勤手当

(通勤手当)

第17条 役員に対する通勤手当の支給については、別に定める「給与規程」を準用する。

第6章 費用

(費用)

第18条 役員が、職務執行のため出張した場合は、別に定める「出張旅費規程」に基づき、旅費を支給する。

第7章 慶弔見舞金

(慶弔見舞金)

第19条 慶弔見舞金は、別に定める「慶弔見舞金規程」に基づき支給する。

第8章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第20条 寄附行為に定める任期を満了して退任する役員には、役員退職慰労金を支給する。

2 前項の役員退職慰労金の額は、次の各号の算定式により算出する。この場合において支給率とは、第11条の規定により算出した在任年数とする。

(1) 2011(平成23)年3月31日までの在任期間に適用する算定式

$$= \text{役員報酬月額} \times 3 \times \text{支給率}$$

ただし、常勤教職員の期間は、支給率を2分の1とする。

(2) 2011(平成23)年4月1日以降の在任期間に適用する算定式

ア 専任理事としての在任期間

$$= \{ (\text{役員報酬月額} \times 1 / 2) \times 3 \} \times \text{支給率}$$

イ 兼任理事としての在任期間

$$= (\text{役員報酬月額} \times 3) \times \text{支給率}$$

ウ 学外理事としての在任期間

=役員報酬月額×支給率

エ 監事としての在任期間

・常勤監事の場合

={(役員報酬月額×1/2)×3}×支給率

・非常勤監事の場合

=役員報酬月額×支給率

(3) 2025(令和7)年4月1日以降の在任期間に適用する算定式

ア 専任理事としての在任期間

=役員報酬月額×支給率

イ 兼任理事(常勤)としての在任期間

=(役員報酬月額×3)×支給率

ウ 外部理事又は兼任理事(非常勤)としての在任期間

=役員報酬月額×支給率

エ 監事としての在任期間

・常勤監事の場合

=(役員報酬月額×1/2)×支給率

・非常勤監事の場合

=役員報酬月額×支給率

3 役員退職慰労金は、前項により算定された支給金額について、対象役員の在任中の法人への功績及び貢献度等に鑑み、増額又は減額することができる。その場合の支給金額は、理事会が決定する。

第9章 評議員手当の支給基準

(支給対象者)

第21条 6月1日及び12月1日時点で任期中の評議員に対して、評議員手当を支給する。

(支給日及び支給金額)

第22条 支給金額は、評議員手当(月額7,500円)及び評議員会参加報酬(1回につき20,000円)を半期分まとめて、6月21日及び12月21日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に該当する場合は、その前日に支給するものとする。

2 法人の常勤教職員を除く評議員に対しては、評議員会に出席するための交通費も合わせて支給する。

3 評議員会の議長手当は、1回につき10,000円とし、前項の評議員手当と合わせて支給する。

(支給方法)

第23条 評議員手当の支給対象期間は、年度の半期分(前期は4月～9月分、後期は10月～3月分)とし、在任月数に対する金額を支給する。

- 2 評議員会参加報酬及び前条第2項の交通費は、実績払いとし、6月には1月～6月の出席回数に対する金額を、12月には7月～12月の出席回数に対する金額を、それぞれ支給する。
- 3 支払方法は、第13条を準用する。

第10章 その他

(監事の職務執行費用の前払い等)

第24条 監事が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支弁する

- 2 理事会は、監事の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、年度ごとに一定額の予算を確保する。

(公表)

第25条 法人は、私立学校法第137条及び第151条の規定に基づき、この規程を公表する。

(その他)

第26条 本規程に定めのない事項については、給与規程、厚生規程、厚生規程施行細則を準用する。

- 2 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が決定する。
- 3 この規程の管理は、学園本部人事部長が所管する。

附 則

この規程は、私立学校法改正に伴い、「役員報酬規程」「役員報酬規程内規」「役員福利厚生規程」を統合及び改正し、2020(令和2)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024(令和6)年4月1日に改訂し、同日付で施行する。

[第3条:役員報酬月額の設定及び第4条:総額固定調整第2項の金額改定]

ただし、第3条及び第4条:学長が理事に選任された場合の報酬額については、任期満了後の2025(令和7)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025(令和7)年度の定時評議員会の終結の時(2025年5月22日)から施行する。[第9章:評議員手当支給基準及び第24条:監事の職務執行費用の前払い等の追加、第2条:兼任理事の定義の明確化、第3条:同日付で退任・再任の場合の報酬有無並びに第21条:理事職兼任の評議員手当に係る文言削除、各条の決定権者の整理]

ただし、第20条第2項(2)エ:常勤監事の役員退職慰労金については、任期満了後の2026(令和8)年度の定時評議員会終結後から施行する。